

神栖市公用車有料広告募集要項

令和 8 年 8 月 2 8 日

告示第 1 3 3 号

(趣旨)

第 1 条 この告示は、市が保有する車両（以下「公用車」という。）への広告の募集等に関し、神栖市有料広告掲載要項（平成 1 9 年神栖市告示第 3 6 号。以下「掲載要項」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(広告の範囲等)

第 2 条 公用車に広告を掲載することができるもの及び広告の内容、デザイン等は、掲載要項及び別に定める掲載基準の規定によるものとする。

2 前項に規定するもののほか、広告は、次の各号のいずれの基準にも該当するものでなければならない。

- (1) 道路交通上の安全を阻害するおそれがないもの
- (2) 公用車運行上の支障とならないもの
- (3) 発光、蛍光又は反射効果を有する材料を使用していないもの
- (4) 色、デザイン等が信号機、道路標識等と類似していないもの
- (5) 4 コマ漫画等、ストーリー性のあるデザインでないもの
- (6) 絵柄及び文字が過密でないもの
- (7) 公用車運行中に運転者及び周囲の運転者の注意力を散漫させるおそれがないもの

(規格等)

第 3 条 広告の種類、掲載位置、規格、掲載料等は、別表のとおりとする。

(掲載期間)

第 4 条 広告の掲載期間は、1 月を単位とし、複数月にわたる掲載も可能とする。ただし、年度を越えることはできない。

(募集方法等)

第 5 条 広告掲載の募集は公募によるものとし、広報紙、市ホームページ等により行う。

- 2 市長は、募集を行うにあたって、掲載実績のある私企業等に対し、広告掲載の案内をすることができる。
- 3 市長は、募集枠に満たなかった場合又は空き枠が生じた場合には、随時募集を行うことができる。

(申込み)

第 6 条 広告掲載を希望するもの（以下「申込者」という。）は、神栖市公用車有料広告掲載申込書（様式第 1 号）に原稿を添えて、市長に提出しなければならない。

(可否の決定)

第7条 市長は、前条の規定による申込みを受けたときは、掲載要項第6条第1項に規定する神栖市有料広告掲載審査会に諮り掲載の可否を決定し、神栖市公用車有料広告掲載決定通知書（様式第2号。以下「掲載決定通知書」という。）又は神栖市公用車有料広告不掲載決定通知書（様式第3号）により申込者に通知するものとする。

2 市長は、申込者が募集枠を超えた場合は、次の順位により決定する。

- (1) 希望する掲載期間が長いもの
- (2) 市内に事業所等を有するもの
- (3) 前2号に掲げるものの以外のもの

3 前項の規定によっても申込者が募集枠を超える場合は、抽選により決定する。

(掲載料の還付等)

第8条 納入された掲載料は、還付しない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、当該掲載料の全部又は一部を広告主（掲載決定通知書を受けたものをいう。以下同じ。）に還付することができる。

- (1) 掲載決定後又は開始後、市の都合により掲載ができなくなった場合
- (2) その他広告主の責めによらない理由により、市が広告掲載を取り消した場合

2 前項ただし書の規定は、掲載決定期間のうち1日も掲載されていない月の掲載料について適用するものとする。ただし、利子は付さない。

(費用負担等)

第9条 広告の作成費用、掲載費用及び撤去費用については、広告主が負担するものとする。

2 広告の撤去作業等により、車体の塗装の剥離等が生じた場合は、広告主が原状回復に係る費用を負担するものとする。

(広告主の責任等)

第10条 広告掲載中に当該広告の紛失等が生じた場合、市長はその責任を負わないものとする。

2 掲載した広告の内容により第三者に損害等が生じた場合は、広告主がその責任を負うものとする。

(補則)

第11条 この告示に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この告示は、令和8年9月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の日前に、掲載要項の規定により掲載が決定された有料広告（公用車に係るものに限る。）は、この告示の相当規定により掲載が決定されたものとみなす。

別表（第3条関係）

種類	掲載位置	規格	掲載料（1台）
大型乗用車 （市バス）	背面	縦600mm×横2,000mm	10,000円/月
その他の車両	両側面	縦350mm×横500mm	4,000円/月

備考

- 1 素材は、マグネットシート、特殊フィルム等剥離が可能なものとし、車体からの脱落又は広告撤去の際に車体の塗装の剥離等を生じさせないものとする。
- 2 広告の下部に、縦40mm×横200mm以上の大きさに「神栖市広告」と表示するものとする。